

# 福祉・介護人材育成事業を通して 福祉教育の重要性

Through the programs of human resources development of welfare & care workers  
Importance of welfare education

中村 純子

Junko NAKAMURA

青森中央短期大学

Aomori Chuo Junior College

Key words ; 福祉・介護人材不足, 福祉・介護人材確保緊急支援事業, 福祉教育

## I. はじめに

2009年日本の高齢化率は22.8%になり、超高齢社会となり、人口も減少時代に突入している。高齢者が生きがいを持ち暮らすために地域・社会全体がその生活を支えなければならないが、近年、介護人材不足、介護離れに歯止めが利かないのが現状である。

2009年から青森県は、高齢化の進行、世帯構成の変化、ライフスタイルの多様化により福祉・介護ニーズが拡大している中、質の高い人材の安定的確保が重要となり、福祉・介護分野への人材の定着と参入を促進するための取り組みを総合的に支援し、福祉・介護人材の緊急的確保を図ることを目的とした取り組みについて報告する。

## II. 研究方法

2009年から2013年までの青森県福祉人材確保対策事業を通して、小～大学生、高齢者や主婦等を対象に、年齢等に応じた進路・就業相談や福祉・介護の仕事の大切さと魅力を伝えるための福祉・介護体験やセミナー等を実施し、将来に渡り福祉・介護人材の安定的な参入促進事業の比較検証である。

## III. 福祉・介護人材確保緊急支援事業の概要

青森県緊急雇用創出事業臨時特例基金による福祉・介護人材確保緊急支援事業を実施することとし、その実施については、この要綱の定めるところにより、事業対象は介護のみならず広く福祉を捉えるものになっている。その対象は以下のとおりである。

・事業の実施期間は平成25年度で、単年度の予算となる。

・事業の実施主体は次の施設等で、県は事業に要する経費の補助等を行われる。

介護福祉士養成施設

施設等の団体

介護福祉士、社会福祉士又は精神保健福祉士の職能団体

社会福祉法人青森県社会福祉協議会（青森県福祉人材センター）

・補助対象事業は次の事業で、事業内容と実施主体は事業実施要綱等に表されてい

(1) 福祉・介護人材参入促進事業

小～大学生、高齢者や主婦等を対象に、年齢等に応じた進路・就業相談や福祉・介護の仕事の大切さと魅力を伝えるための福祉・介護体験やセミナー等を実施し、将来に渡って福祉・介護人材の安定的な参入促進を図る。

<実施内容>

ア学生等を対象とした進路・就業相談等

イ福祉・介護体験やセミナー等を実施し、福祉・介護の仕事の大切さやその魅力を紹介する事業

<その他>

事業を実施する場合は、事業実施年度の年度末まで、参加者の進学状況、就業動向等の把握を行う。

(2) 潜在的有資格者等再就業促進事業

資格を有しながら子育て等のため離職して福祉・介護分野に就業していない介護福祉士等の潜在的有資格者や他分野からの離職者等を対象に、潜在的有資格者が知識と技術を再確認するための研修や、他分野からの離職者等が福祉・介護の仕事の魅力と実際の現場を知るための職場体験等を実施し、福祉・介護分野への再就業を促進する。

<実施内容>

ア潜在的有資格者を対象とした、介護の知識や技術等を再確認するための研修

福祉・介護サービスを提供する施設又は事業所（以下「施設等」という。）に対する周知等職場体験を提供する施設等に対して職場体験事業を周知し、受入施設等から報告を求め、円滑な就労を支援する。

イ職場体験

①対象者

潜在的有資格者又は福祉・介護分野以外からの離職者等で、福祉・介護分野への就業を希望する者

②受入施設等

生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、介護保険法、障害者総合支援法等に基づく施設等（旧法の施設等を含む）

③留意事項

i 職場体験の期間は、1人当たり10日以内とする。

ii 職場体験の参加者の資格は、不問とする。また、給与は、無給とする。

iii 職場体験の参加は、1人1回限りとする。

ウ職場体験参加者等に対する研修

職場体験参加者等に対し、福祉・介護に関する理解を深めるための研修を実施する。

<その他>

事業を実施する場合は、事業実施年度の年度末まで、参加者の就労動向の把握を行う。

(3) 福祉・介護人材キャリアパス支援事業（一定の内容・質、時間等が担保されている研修は「実務者研修（平成27年度以降の介護福祉士国家試験において実務経験者の受験資格に必要となる研修）」の科目単位の履修認定が可能。）

1、県は、高齢化の進行、世帯構成の変化、ライフスタイルの多様化等により福祉・介護ニーズが拡大している中、質の高い人材の安定的確保が重要となっていることから、福祉・介護分野への人材の定着と参入を促進するための取組を総合的に支援し、福祉・介護人材の緊急的確保を図ることを目的として、青森県緊急雇用創出事業臨時特例基金による福祉・介護人材確保緊急支援事業を実施することとし、その実施については、この要綱の定めるところによる。

2、潜在的有資格者等再就業促進事業

資格を有しながら子育て等のため離職して福祉・介護分野に就業していない介護福祉士等の潜在的有資格者や他分野からの離職者等を対象に、潜在的有資格者が知識と技術を再確認するための研修や、他分野からの離職者等が福祉・介護の仕事の魅力と実際の現場を知るための職場体験等を実施し、福祉・介護分野への再就業を促進する。

等々さまざまな手段が提示され、福祉人材の確保対策を行っている。

本年度は「福祉・介護人材促進事業」三回

第一回 「五歳の記憶～ノッポ流、人とのつきあい方」

第二回 「ひとり芝居 ノッポさんの宮沢賢治」

第三回 「ひとり芝居 ノッポさんの宮沢賢治」

福祉・介護人材キャリアパス支援事業」を開催した。

#### IV. 福祉・介護人材確保対策の将来展望

福祉・介護人材確保にはいくつかの視点がある。ひとつは、現在、福祉に従事しているものに対しての支援、二つ目として福祉・介護の職に従事していないものへの参入事業、三つ目として、日本の将来を担う子ども達への福祉教育のあり方だと思う。福祉・介護人材不足は近々の、大きな問題であり、そのための国の対策は雇用人材確保対策として毎年行われている。しかし、大きな問題として、目先の近々の問題だけに囚われていればいつまでも解決が見られることはない。

福祉教育の狙いとして「福祉」とは、「幸せ」や「ゆたかさ」を意味する。「福祉教育」というときの「福祉」は、まず憲法25条の「生存権の保障」を基盤とし、その上で、憲法13条「幸福追求権」の実現をめざすものである。つまり、「福祉」とは、「人を幸せにすること」や「よりよく生きること」ということであるといえる。「福祉」は、『ふだんのくらしのしあわせ』を実現させる営みであるといわれることがあり何を幸せと思うのかは、人によって様々な感じ方があり、だれもが「自分の幸せ」を願っているからこそ、「他の人の幸せ」も大切にすることが求められる。つまり「福祉」とは、自分のことだけでなく、周りの人も大切に思い、一人ひとりそれぞれの人の考え方、生き方を

尊重し、「ともに生きる力」を培うことであるといえる。

「ともに学び、ともに生きる」理念に基づいた教育活動は、年少者も高齢者も、障がいのある人もない人も、国籍や言葉の異なる人も、すべての人々がこの社会の中で、誇りをもって、心豊かで幸せな生活を送ることができるようにすることが、福祉教育のめざすものである。言い換えると、福祉教育は、すべての人がかけがえのない存在として尊ばれ、差別や排除されたりすることなく社会生活の中でともに支えあい、一人ひとりが生きる喜びを感じることができるよう、「ともに生きる力」を育むことを目標とした教育でもある。

人は一人ひとりみんな違うということ、そして、違うがゆえに一人ひとりが尊重されなければならないという理念に立ち、「違うことは素晴らしい」という“違いを豊かさに”した教育活動を推進していかなければならない。学校が地域社会と連携しながら、子どもたちが互いに人間的に成長しあえるような福祉教育を進めていくことは重要であるといえる。子どもたちが、障がい者や高齢者などとの出会いやふれあい体験などを通じて、生命の尊厳や人間の生き方について学び、それぞれの立場や心情を思いやり、互いに支えあうことの素晴らしさにふれるような教育活動を創造していくことが重要となる。

すべての人々の生き方にかかわる教育活動の福祉教育は、私たちの社会の中で、人々が一人残らず幸せであることを願い、追求する教育活動であり、それは一部の人のための教育活動ではなく、すべての人々にかかわる教育活動であるといえる。

これまで長い間、福祉といえば障がい者や高齢者、あるいは生活に課題をかかえた人など、社会の特定の人々について考えることだととらえがちでした。つまり、社会的に「弱い人」「気の毒な人」「かわいそうな人」を助ける弱者救済的な内容が福祉であると理解されてきたが、これからの（本来の）福祉は、人々が平和で幸せに生きたいという願いにかかわる課題として広くとらえるべきであり、福祉を他人事としてではなく、自分自身の課題として理解し認識することが大切となる。福祉という言葉は、英語で「welfare」（ウェルフェア）というが、これは「よい暮らし」という意味で使われてきたが、国際機関や欧米諸国では、積極的な人権尊重の理念に立脚して、他者との関係を重視しながら自己実現を保障するという意味あいをもつ「well being」（ウェルビーイング）という「よりよく生きる」という用語の方がより多く使われるようになってきた。それは自己実現を自己中心的に追及するのではなく、他の人とともによりよく生きるというノーマライゼーションの理念に立ち、相手との結びつきや関係を重視する価値観に立っているからである。福祉のところに満ちあふれた心豊かな生活を営めるやさしい社会にする担い手となることが福祉教育のねらいとなる。

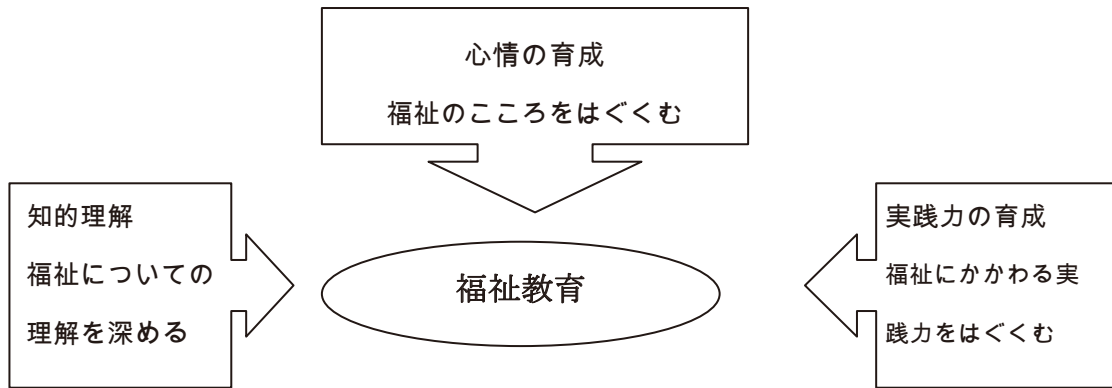
福祉教育の指導内容は、子どもたちは、学校生活の中でいろいろな活動を通して、子どもどうし、あるいは教職員との間で様々なふれあいを体験している。それらの体験が人間としての成長の糧となり、思いやりの心や助け合いの心、協力すること、我慢することなどを学びとっています。そうして人間関係を深めながら仲間づくりを行い、友情の輪を広げている。学校では、すでに福祉教育を進めるための素地は十分培われている。

すべての教育活動を通して進める福祉教育は、子どもの発達段階、学校の実態や地域の特性を生かし、学校におけるすべての教育活動を通して、意図的、計画的に進めなければならない。

小学生と高齢者とのふれあい交流は、各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動などは、それ

それぞれ固有の目標をもっているが、それぞれが、子どもの生活と結びつき、子どもの生活の中に生かされ、日常生活の中で生きて働くものとなり、そして、それらの活動が統合した実践こそが福祉教育そのものである。体験学習、施設訪問といった取組みを行うだけでなく、様々な教育活動につながるよう、相互に補い、組み合わせるような視点が大切である。

3つの側面からアプローチ



① 福祉のこころをはぐくむ（心情の育成）は自分のことも周りの人も大切にできる精神であり、これを基盤として、公共奉仕・社会連帯の精神を高めさせることが大切である。そのため、全教育活動を通して、生命を尊重する心、自立心や思いやりの心、助け合い協力する心を育てる必要がある。具体的には、人権尊重をテーマにした教材を取り上げて指導に生かしたり、教科の指導の観点や内容の工夫を行ったり、子どもの生活の中にある様々なできごとを取り上げ、それを自分の日常の生活と関係づけて自分自身の生き方をみつめさせることなどにより、情操や感性を高め、豊かな人間性を培い、豊かな心情の育成を図ることが大切である。

② 福祉についての理解を深める（知的理解）は3つのことを理解することが必要である。

ア. 福祉そのものを知識として学ぶ。

社会の仕組みや制度を理解するとともに今日の社会福祉のあり方を知る。

イ. 福祉に関する現状を知る。

障がい者や高齢者あるいは生活に課題を抱えた人などのおかれている状況や立場、障がい者や高齢者本人や当事者を支える周りの人々の思いや願いをきちんと受けとめ理解する。

ウ. 福祉に関する取組みを知るのは、障がい者や高齢者、あるいは生活に課題を抱えた人などに対する配慮や社会福祉に関わる様々な施設、機関などについて理解を深めたり、実際に町にある点字ブロック、ワークショップなどの役割を考えたりすることである。

心の育成は福祉のこころをはぐくむ知的理解福祉についての理解を深め、福祉にかかわる実践力をはぐくむ学習をすることで、福祉に関する理解と関心を深め、それが実践化への動機づけとなって、主体的で積極的な実践意欲を高めることにつながる。

③ 福祉にかかわる実践力をはぐくむ（実践力の育成）は、福祉に関する知的理解や豊かな心情を自分自身のものにするためには、幅広い体験的な活動を通して、身近な人々とのふれあいを深め、学ぶことにより、福祉にかかわる実践力をはぐくむことが大切である。具体的に、支援学校や支援学級との交流や共同学習、高齢者や障がい者施設への訪問、ユニセフ募金やボランティア活動などの体験

が、実践への心がまえや積極的な態度を養っていくことである。

<心情面><知的面><行動面>の育成にかかわる3つの目標は、それぞれ別個のものではなく、すべての教育活動を通して相互に関連しあい、達成されるもので特に、小学校では、体験活動を通して「福祉のこころ」を育てることが大切で、このような学びは、いじめのないクラスづくり、子どもたちが豊かに学ぶことのできる人権が尊重された学校づくりにつながっていくと予測される。

福祉体験からボランティア活動（思いやりを行動へ）子どもの発達段階に応じた体験的な学習を取り入れることは、幼少期・小学校段階での福祉体験は、みずみずしい感動を伴うものであり、ごく自然な行動として子どもたちが福祉のこころを培うことが期待される。また、豊かな人間性の形成やその後の健全なパーソナリティの発展の上で、このような体験をもつ意味は大きく、子どもの健全育成に有効である。わかるということは、体で確かめたり覚えたりして、体全体を通して得られるものであり、人間的な共感、いろいろな人々とのふれあいを通して、理屈を越えて体得する。体験を重ねながら、多様な人々とのふれあいの中で、感動すること、内省すること、我慢すること、自主的に行動すること、また、自分自身の中に偏見を発見し、自己変革をすることなどの態度が育っていく。様々な体験が次の福祉の実践を促し、自立的、自発的なボランティア活動へとつながっていくことにつながる。

「福祉のこころ」に根ざしたボランティア活動は、個人の自由意志に基づき、その技能や時間などを進んで提供し、他人や社会に貢献する活動のことである。特徴は、①自発性、②無償性、③公共性である。

ボランティア活動は、自分を生かすとともに、特定の個人や地域社会などの人々の役に立つ活動であるので、子どもたちは、この活動を通じて、自分が社会の他の人たちの役に立ちうる存在であると実感し、社会における人々との連帯感を醸成することになる。

ここで留意しなければならないことは、ボランティア活動の根底には「福祉のこころ」がなければならない。普段は身近な障がいのある仲間や高齢者などが困っていても何の支援もせず、無関心でありながら、いざ、自然災害が起こった時にだけ、ボランティア活動をするというのでは、「福祉のこころ」に基づいた永続性のあるボランティア活動とはいえない。日常生活の中であたり前のこととして「福祉のこころ」に基づいた実践を行い、その活動が大きく飛躍してボランティア活動へとつながっていかなければならない。教育において重視しなければならないのは、日常の実践活動であり、日常的に実践活動を行っている子どもたちはボランティア活動をスムーズに取り組むであろうと期待できる。

しかし、ボランティア活動を通して福祉について学ぶ教育がなされているが、福祉を当たり前のものとしてとらえることなく特別なものとしてとらえるために、次世代を担う福祉・介護人材が減少しているように感じる。この状況を打破するために、介護福祉士養成校や、保育士養成校、栄養士養成校などの福祉養成校と小学校、中学校、高等学校の連携であると考えている。

本学では出前講座を開講しており、職業を知るということで、中学校を訪問するときに、「介護ってお給料が少ないって本当ですか？」と、辛辣な質問がある。3Kとも5Kともいわれる厳しい職場環境は、公共のメディアで事あるごとに報道されている。肯定せず、否定をせずありのままの福祉・介護の実情を伝えるべき使命もあると感じる。

## V. 考察

本年度は「福祉・介護人材促進事業」三回

第一回 「五歳の記憶～ノッポ流、人とのつきあい方」

第二回 「ひとり芝居 ノッポさんの宮沢賢治」

第三回 「ひとり芝居 ノッポさんの宮沢賢治」

を10月、11月に実施した。県から、この内容が福祉人材確保にどのようにつながるか尋ねられる事があった。広く多くの年代層の方々に、福祉を知っていただくには、介護はね・・というような伝え方ではなく、こんなことが福祉で自分たちの周りには当たり前前の福祉があると認識することが重要であると考え。人とかかわりの第一歩としてコミュニケーションの大切さを知らせ、宮沢賢治の雨にも負けずで伝えようとしている当たり前前の世界観を伝えることで認可を受けた。本事業についての公布が7月末となるため、あらかじめ予測を立て、どのような方が、福祉を伝えてくれるか降雪前に実施しなければ多くの参加は望めないことは昨年の事業で証明されている。

福祉・介護を担う人材ととらえることなく福祉教育が重要であると考え、各年代層の学校間の連携が大切であり、福祉を学んでいる学生から伝えてもらうことも必要であるか理解できる内容となった。

## 参考文献

- ・文部科学省 総合的な学習の時間の実施状況等について  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/021/siryo/05061401/004.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/021/siryo/05061401/004.htm)
- ・福祉教育とは  
<http://www.pref.osaka.jp/attach/10748/00000000/ichi.pdf#search>
- ・地域高齢者と施設入所者との交流活動について 桜庭雅子 青森中央短期大学研究紀要24号
- ・青森県福祉・介護人材緊急支援事業  
<http://www.pref.aomori.lg.jp/welfare/care/hukushijinzei.html>
- ・青森県福祉・介護人材確保対策事業の実践を通して 中村純子 全国教職員研修会報 告集
- ・福祉・介護人材確保対策事業を通して 中村純子 介護福祉平成25年冬季号 公益社団法人社会福祉振興・試験センター

